

軽井沢町有害鳥獣被害予防対策協議会 公募委員募集要項

1. 任務

軽井沢町における野生鳥獣の被害状況を適確に把握し、町内における被害対策のための計画を樹立することにより、有害鳥獣被害予防対策等に関する事項を協議していただきます。

2. 応募資格

町内に住所を有している又は町内に別荘等を所有している18歳以上の方で平日に開催される会議に出席できる方

※応募日時点において、町の他の審議会等の委員となっていない方
なお、他の委員等へ応募中の方はその旨お知らせください。

3. 募集人員

1名

4. 任期

2年

5. 会議回数

1～2回/年 程度 1回あたり2時間程度（予定）

6. 謝礼

条例等に基づく団体ではないため、謝礼につきましては、ありません。

7. 申込・選考に関すること

(1) 申込方法

所定の様式（軽井沢町有害鳥獣被害予防対策協議会 公募委員申込書）へ必要事項を記入し、応募の動機を添えて、野生鳥獣対策係まで提出してください。

提出方法は、窓口への持参、郵送、メールのいずれかとします。

(2) 提出先

◆窓口を持参する場合

軽井沢町役場（⑦番 環境課窓口）

◆郵送する場合

〒389-0192

(軽井沢町役場専用郵便番号のため住所の記載は不要です。)

軽井沢町 環境課 野生鳥獣対策係

◆電子メールの場合

kankyo (アット) town.karuizawa.nagano.jp

※メール送信時はE-mailアドレスの(アット)を半角@に変換してから送信下さい。

(3) 募集期間

令和6年5月7日(火) から 令和6年5月27日(月) まで

(4) 選考

応募書類の審査による選考とし、募集期間終了後、概ね3週間以内に選考結果を通知します。また、選考結果に関する疑義等については一切受け付けていませんので、予めご了承ください。

(5) 備考

◆提出書類の返却は行いません。

◆郵送で提出される場合には、締切期限必着とします。

◆委員として選任された場合には、町ホームページ等にて委員名簿の公表を行いますので、予めご了承ください。